

令和7年度近畿農政局入札等監視委員会 第1回定例会議審議概要

(ホームページ掲載日:令和7年7月17日)

開催日及び場所		令和7年6月18日(火) 近畿農政局第5会議室				
委員		佐久間 聖 二(ジャーナリスト) 荻野 伸 一(弁護士) 中路 健 一(公認会計士)				
審議対象期間		令和6年10月1日～令和7年3月31日				
審議対象案件		88件 うち、1者応札案件 10件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件				
抽出案件		5件 (抽出率 5.6%) うち、1者応札案件 4件 (抽出率80.0%) うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)				
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
	随意契約		1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
	業	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争		該当なし	
			簡易公募型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		務	公募型プロポーザル		該当なし	
			随意契約	簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
				標準型プロポーザル		該当なし
				その他随意契約		該当なし
	訳	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争		該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし		
		随意契約(その他)		該当なし		
	(特記事項) 特になし					

意見・質問	回答欄
<p>○抽出案件</p> <p>①令和6年度湖東平野農業水利事業 水管理施設（永源寺ダム警報設備）整備工事</p> <p>・今回の事案で1者応札となった理由及び地域要件の設定を外した理由を説明されたい。</p> <p>・工事後に発生した通信の不具合に対して、施工者責任になるものではないと思われるが、そのことを周知したものはないのか。</p> <p>・本工事の落札率が高くなった要因を説明されたい。 また、受注業者は本工事の対象施設である青山警報中継局を施工すれば下流警報局の工事で有利となる、若しくは下流警報局の工事を受注していれば、今回工事の受注に事実上有利となるといったことはあるのか。</p>	<p>・資料に基づき説明</p> <p>・今回の工事を公告した際に7者のダウンロードがあり、最終的には1者からの応札となった。応札が少なかった要素の一つとして、工事を正しく施工したとしても、その後に通信の不具合が発生した場合の責任を危惧したのではないかと考えている。 ・地域要件については、本工事を発注した事業所が令和6年度で事業完了することから、入札の不調や不落が発生しないように広く参加できるように、地域要件を設定しなかった。</p> <p>・周知したものは無い。発注者が示した図書のとおり施工すれば、施工者責任を問うことはない。</p> <p>・本工事は歩掛見積もりを徴収して工事費の算出を行い、入札公告（入札参加業者への見積図書交付）の際に歩掛内容を参考資料として公表を行っているため、業者は工事の予定価格を高い精度で類推することができることから、今回のような落札率となることはあり得ると思っている。 ・過去の調査で通信障害の原因は青山警報中継局のアンテナに起因していることが分かっているため、青山警報中継局のアンテナを改修することで下流警報局の通信障害も解消されると考えて工事を発注している。 実際にこの工事でアンテナを改修したことで下流警報局の通信障害は解消された。</p>
<p>②令和6年度亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その4-2付帯工事</p> <p>・8月に契約をして12月に破産ということは、入札に参加した時点で経営不振になっていたと想像するが、受注業者の経営状況についてどのように審査が行われたのか教えていただきたい。 また、残工事を実施するに当たり、特定の業者が受注できるよう、発注者の意向が強く働くことがなかったのか説明願いたい。</p> <p>・工事契約金額から破産管財人に支払った差額が、残工事の予定価格となるのか。または新たに工事積算を行って算出するのか。</p> <p>・破産しなかった場合に比べて、破産したことで工事費が増高したものがあるのか。</p> <p>・契約解除になった場合は必ず随意契約となるのか。一般的な考え方を教えていただきたい。</p>	<p>・資料に基づき説明</p> <p>・2年に一度の間隔で入札参加資格の審査を実施し、その中で経営事項審査として業者の経営状況や受注状況などの確認も行っており問題ないとしている。また、西日本建設業保証会社との意見交換でも今回破産した業者の情報はなかった。 ・特定の業者が受注できるよう発注者の意向が強く働くことはありえない。</p> <p>・工事契約金額から破産管財人に支払った差額が、残工事の予定価格となる。</p> <p>・今回工事の落札金額は約1億2000万円で、前払いとして支払った額は約4800万円である。そのうち出来高金額は約3000万円相当であったため、約1200万円の過払いとなっていた。今回の破産業者は、もう1件工事を持っており、その工事では出来高金額が勝っていたため相殺をしている。</p> <p>・一般競争入札が通常である。ただし、今回は営農への影響を考慮して随意契約としている。</p>

	意見・質問	回答欄
委員からの意見・質問	<p>③令和6年度亀岡中部農地整備事業 桂川西工区橋梁取付道路設計業務</p> <p>・本案件に直接係るわけではないが、下半期の発注状況を見ていると2~3者の応札が多いように思う。なにか理由を考察しているか。</p> <p>・橋梁本体の難易度と今回業務での1者応札には何か関連性はあるか。 また、1者応札であるが落札率が80%と比較的低いことについて何か考察はあるか。</p> <p>・調査基準価格は公表されているのか。</p>	<p>・資料に基づき説明</p> <p>・他の案件について考察はしかねるが、本案件については、20者がダウンロードしており、最終的には1者応札となった。その理由についていくつかの業者に聞き取りしたところ「他工事や手持ち業務があり配置予定技術者がいない」との回答があった。また業者数が少なくなった理由の一つとして、公告日を12月25日と年末にしたことも要因ではないかと考えている。このことは今後気をつけなければならないと考えている。</p> <p>・橋梁本体の難易度と取付道路の難易度は別物であり、そのことと1者応札の関連性はない。ただし、取付道路は過年度に基本設計が完了しており、基本設計に携わった業者が内容を熟知していることから、他の業者が敬遠することは考えられる。 ・業務予定金額は入札公告資料により高い精度で類推することが可能であるなか、競争性の原理で価格を低く入札したのと考えている。</p> <p>・調査基準価格は契約後に公表される。ただし、調査基準価格の算定の考え方については事前に公表しているため、高い精度で調査基準価格を類推することは可能である。</p>
それに対する	<p>④令和6年度東条川二期農業水利事業 昭和池実施設計業務</p> <p>・技術提案書の評価方法について教えていただきたい。</p> <p>・本案件は落札率が99.6%と高い。プロポーザル方式は技術提案書評価点と入札価格のどちらに重みがあるのか。</p>	<p>・資料に基づき説明</p> <p>・全国で統一されている技術提案書特定基準に基づき、項目ごとにA~Eの5段階評価にて判断している。特に、特定テーマに評点の重みがついている。</p> <p>・本件のように技術的難易度が高い業務の場合は、業者の技術力を必要とするため、技術提案に重点を置くプロポーザルを採用している。</p>
回答等	<p>⑤令和6年度国有農地等測量・境界確定委託事業 (大阪法務局岸和田支局管内)</p> <p>・説明の中で他の業務が被っていたとあったが、土地価格の確定だけでそんなに時間がかかるものなのか。</p> <p>・落札率が55%と低い。業務品質を確保するための最低価格について説明いただきたい。</p> <p>【以上】</p>	<p>・資料に基づき説明</p> <p>・十分な履行期間を確保したが、各業者それぞれの事情があって手が上がらなかったものと考えている。</p> <p>・調査基準価格を設定する役務は予定価格が1000万円以上となっており、本件には設定していない。本件は法に基づく土地家屋調査士を設定しているため、業務品質に問題はない。受注した土地家屋調査士は個人事業主で様々な経費を節減できたことから、落札率が低くなったと考察している。</p>
	<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>意見の具申、勧告 なし</p> <p>その他 なし</p> <p>該当なし</p>